

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業

福祉サービスの第三者評価基準及び  
第三者評価機関の認証のあり方に関する研究

# 報 告 書

平成16(2004)年3月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

## はじめに

福祉サービスにおける第三者評価事業は、『福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書』（平成13年3月「福祉サービスの質に関する検討会」（厚生労働省社会・援護局長の私的懇談会））および、これを受けて厚生労働省が発出した『福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について（指針）』（同年5月）を基本にして事業推進の取り組みが行われてきた。

全国の地方自治体、社会福祉協議会、NPO法人等の団体が第三者評価事業に対する取り組みを進めており、先進的な地方自治体においては、独自の評価基準の策定や評価機関の認証等による事業が進展するなど、福祉サービスにおける第三者評価事業は、多様な展開を見せている。

言うまでもなく福祉サービスにおける第三者評価事業は、利用契約制度の導入や、サービスの実施主体が多様化する中で、個々の事業者が行うサービスの質の向上への取り組みを支援する仕組みとして位置づけられたものである。

また、福祉理念に基づいた個々の事業者の取り組みについて、一定の標準化された仕組みによって第三者評価を行うことは、利用者が、自ら希望する福祉サービスを主体的に選択していくための指標となるものでもある。

本研究会ではそれらの現状を踏まえた上で、多様なサービス種別に共通する福祉サービス全体としての第三者評価事業のあり方、及び全国的に一定の水準を確保した第三者評価事業の確立について、主に評価基準と評価機関の認証のあり方を中心にして研究を進めてきたものである。

地域の独自性や個別の事業者の創意工夫を損なうことなく、全国的に公正・中立な第三者評価が行われるための体制を確立し、各々の事業者が提供する福祉サービスの質の向上を促進し利用者の適切なサービス選択に応えることが、今後の第三者評価事業の方向性であると考えている。

平成16年3月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
「第三者評価基準及び評価機関の認証のあり方に関する研究会」  
委員長 江 草 安 彦

# 目次

1. 福祉サービスにおける第三者評価事業に関するこれまでの経緯	2
2. 本研究事業の目的及び実施体制等	8
3. 第三者評価基準及び第三者評価機関の認証のあり方等	12
(1) 都道府県推進組織に関するガイドライン	12
(2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン	20
(3) 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン	24
(4) 第三者評価結果の公表ガイドライン	41
(5) 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム	47
4. 今後の課題	50
5. 参考資料	51
(1) 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン解説	53
(2) 福祉サービス第三者評価基準比較表	121
(3) 評価調査者指導者研修カリキュラム及び受講要件	205
6. 資料	209
(1) 第三者評価機関の認証に関する要件（比較表）	211
(2) 福祉サービス第三者評価自己評価結果集計シート	219
(3) 福祉サービス第三者評価自己評価結果	227